

示威行進及び集団示威運動に関する条例

昭和二十四年七月二十九日
三重県条例第二十四号

改正 昭和三六年 七月一五日 三重県条例第三八平成 四年 三月二七日 三重県条例第二
号 二号

示威行進及び集団示威運動に関する条例を、次のように制定する。

示威行進及び集団示威運動に関する条例

第一条 この条例は、日本国憲法において、国民の自由権は、国民がこれを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のために利用する責任を負うと規定するところに従い、示威行進及び集団示威運動が、道路、公園若しくは広場を行進し、又は占拠することにより、それを通行し、又は使用する他人の権利を侵すことのないようにし、公共の安全及び福祉を保持することを目的とする。

第二条 示威行進又は集団示威運動であつて、それが、道路、公園若しくは広場を行進し、又は占拠することにより、それに参加した者以外のものの、その道路、公園若しくは広場の通行又は使用を排除し、若しくは妨害するに至るべきもの（以下「示威行進又は集団示威運動」という。）は、予め三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければ、これを行つてはならない。

一部改正〔昭和三六年条例三八号〕

第三条 前条の規定による許可の申請は、その主催する個人又は団体の代表者（以下「主催者」という。）から、示威行進又は集団示威運動を行う時刻の四十八時間前までに、示威行進又は集団示威運動を行う区域を管轄し、若しくはその主たる区域を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に文書をもつてこれをしなければならない。

一部改正〔昭和三六年条例三八号〕

第四条 前条に規定する許可の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 示威行進又は集団示威運動の開始及び終了の日時。
- 二 主催者及び全参加団体の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地。
- 三 示威行進の行進路又は集団示威運動の場所。
- 四 参加予定員人数。
- 五 示威行進又は集団示威運動の目的及び性質。

第五条 公安委員会は、第三条の規定による申請があつたときは、示威行進又は集団示威運動が公共の安全を危険ならしめるような事態をひき起すことが明瞭であると認められる場合を除く外許可をしなければならない。

- 2 公安委員会は、許可をしない場合においては、その旨を、詳細な説明書と理由を付して、遅滞なく三重県議会に報告しなければならない。
- 3 公安委員会は、第一項に規定する許可をする場合において、参加者が秩序を乱し、又は暴力行為をすることによつて、他人の正当な権利を侵し、又は公衆に危害を及ぼすことを予防するために必要と認める条件を付することができる。

一部改正〔昭和三六年条例三八号・平成四年二二号〕

第六条 公安委員会は、前条の規定により許可をし、若しくは許可をしないこととした場合又は条件を付した場合には、それぞれ許可をした旨若しくは許可をしない旨又は条件を記載した書面を、その示威行進又は集団示威運動の開始日時の二十四時間前までに主催者に交付しなければならない。ただし、主催者の所在が不明である等やむを得ない事由により交付することができない場合には、許可申請が提出された警察署の掲示板に当該書面を掲示することによつて交付に代えることができる。

- 2 示威行進又は集団示威運動の開始日時の二十四時間前までに前項の規定による交付又は掲示がなされなかつた場合には、当該示威行進又は集団示威運動について許可があつたものとみなす。

追加〔昭和三六年条例三八号〕

第七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条の規定に違反して行われた示威行進又は集団示威運動を計画した者、指導した者、扇動した者又は情を知つてこれに参加した者

- 二 第四条に規定する申請書に虚偽の記載をして許可を受けた者
- 三 第五条第三項の規定により公安委員会が付した条件に違反した者
全部改正〔平成四年条例二二号〕

第八条 この条例は、いかなる意味においても示威行進又は集団示威運動以外の公の集会を行う権利を禁止又は制限しようとするものではなく、又公安委員会、警察職員及び県の職員に対して、公の集会及び政治運動、又はプラカード、出版物及びその他の文書、図画等を、監督又は検閲する権限を与えようとするものではない。

一部改正〔昭和三十六年条例三八号〕

第九条 この条例は、選挙に関する法令に何等の影響を及ぼすものでなく、又選挙運動中の政治的集会、又は演説に関し事前の許可を受けることを必要とするものではない。

一部改正〔昭和三十六年条例三八号〕

第十条 この条例の施行について必要な事項は、公安委員会がこれを定める。

一部改正〔昭和三十六年条例三八号〕

附 則

この条例は、公布の日から、施行する。

附 則（昭和三十六年七月十五日三重県条例第三十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年三月二十七日三重県条例第二十二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。